

～介護保険負担割合が1割の場合～

その他、加算料金（該當時に加算されます）				
加 算 項 目		加 算 要 件		金 額 （1割負担分）
介護保険該当分	送迎加算（片道）	送迎を行った場合		189円/回
	療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合		9円/1食
	個別リハビリテーション実施加算	理学療法士等が個別でのリハビリテーションを行った場合		247円/日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・症状により在宅生活が困難で、緊急に短期入所療養介護が必要と判断した場合（7日を限度）		206円/日
	緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族の事情等により、居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない短期入所療養介護を、緊急的に行った場合（7日を限度、但し、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）		93円/日
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して、個別の担当者を定めサービス提供した場合		124円/日
	重度療養管理加算	要介護4または5であって、常時頻回の喀痰吸引を実施している等、厚生労働大臣が定める状態の者に対して、医学的管理のもと短期入所療養介護を行った場合		124円/日
	緊急時施設療養費	救命救急医療が必要な状況において、緊急的な治療管理を実施した場合		532円/日
	認知症ケア加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動が認められる認知症者に対しサービスを提供している場合		78円/日
	総合医学管理加算	治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、短期入所療養介護を行った場合（10日を限度）		283円/日
	口腔連携強化加算	歯科医師または歯科衛生士との相談体制を確保した上で、利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合		52円/月
生産性向上推進体制加算	利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っている等、所定の要件を満たす場合	I	103円/月	
		II	11円/月	
上記の加算分につきましては、「単位数×75／1000×10.27円」の介護職員等処遇改善加算が追加されます。				
自費	理美容代	希望により、散髪等の理美容サービスを利用した場合		実費
	その他の費用	テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の口座振替手数料 等		

- ・我孫子市は、1単位の単価が10.27円になります。
- ・介護保険負担金額につきましては、端数処理の関係で誤差が生じる場合がございます。